

認可地縁団体 A と認可地縁団体 B が合併して認可地縁団体 C を
設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手の流れ

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して
行わなければならない【法第 260 条の 42】（*選任方法は任意）

<新設合併消滅団体（認可地縁団体 A）>

総会の決議【法第 260 条の 39①②】

合併の認可を申請することについて総会の決議
（4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがある
ときは、この限りでない。）を経る
*当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定を
することが望ましい。

<新設合併消滅団体（認可地縁団体 B）>

総会の決議【法第 260 条の 39①②】

合併の認可を申請することについて総会の決議
（4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがある
ときは、この限りでない。）を経る
*当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定を
することが望ましい。

合併の認可申請【法第 260 条の 39④において読替準用する法第 260 条の②、規則第 18 条の 2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第 260 条の 39③、同条④において準用する法第 260 条の 2⑤】

債権者保護手続

【法第 260 条の 40、法第 260 条の 41①・②】

認可の通知のあった日から 2 週間以内に、財産目録
を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、
合併に異議があれば一定期間（2 月以上）内に述
べるべきことを公告し、判明している債権者に対して
は、各別これを催告する

- > 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- > 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしななければならない

債権者保護手続

【法第 260 条の 40、法第 260 条の 41①・②】

認可の通知のあった日から 2 週間以内に、財産目録
を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、
合併に異議があれば一定期間（2 月以上）内に述
べるべきことを公告し、判明している債権者に対して
は、各別これを催告する

- > 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- > 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしななければならない

債権者保護手続終了の届出【法第 260 条の 41③、規則第 22 条の 2 の 3】

市町村長による合併の告示【法第 260 条の 44、規則第 22 条の 2 の 4】
= 合併の効力発生【法第 260 条の 44②】

<権利義務の承継>【法第 260 条の 43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第 260 条の 44⑤において準用する法第 260 条の 4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え
置かななければならない

（注）図中の丸数字は項番号